

[事案 2023-357] 新契約無効請求

・令和6年7月10日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月に契約した養老保険について、以下等の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、設計書や契約申込に関する注意事項は見せられず、保険料や保険料の内訳、解約返戻金等の説明もされていない。
- (2)払込保険料が、自分が予定している金額を超えないことを何度も確認したにもかかわらず、実際はその金額を超えた保険料となる契約をさせられた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約手続の際、設計書を渡したうえで申立人より署名を頂いているほか、毎年、契約内容通知文書を送付しているため、当社としては、契約内容等についてご理解いただいていたものと判断している。
- (2)その他、契約手続にかかる不合理な点や、重要な部分に関する行き違いがあったと認められる事実は確認できなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。